

送迎車両への安全装置導入義務 と導入支援補助金について

仙台市障害者支援課 施設支援係

目次

1. 基準省令の改正内容
2. 留意事項
3. 装備すべき安全装置
4. 安全装置導入支援補助金

1. 基準省令の改正内容

【義務付けの内容】

- ①通所等のために自動車を運行する場合、乗降車の際に、
点呼等の方法で児童の所在を確認すること

- ②通所用の自動車を運行する場合は、自動車に安全装置を
装備し、装置を用いて、降車時の①の所在確認を行うこと

1. 基準省令の改正内容

【義務付け対象となる施設】

- ・ 児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む）
- ・ 放課後等デイサービス事業所

1. 基準省令の改正内容

【施行期日】

- ・ 令和5年4月1日より施行

※②の安全装置の装備については経過措置として、装置を備えることが困難な場合、令和6年3月31日まで代替的な措置を講ずることで差し支えないこととする

2. 留意事項

【所在確認】

送迎用車両の運行に限らず、事業所外活動など児童の移動
のために自動車を運行するすべての場合が対象

※既にある事業所のマニュアルに加え、添付の「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」をご活用ください

2. 留意事項

【安全装置の義務付け対象となる自動車】

- ・ 通所用のうち、座席(※1)が2列以下のものを除く全ての自動車
- ・ 3列以上でも「その他利用の態様を勘案し、これと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるもの(※2)」は除外

(※1) 「座席」には児童が車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースも含む

(※2) 例えば、児童が3列目以降を確実に使用できないように、確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させ、2列目と3列目を隔絶させるなど

3. 装備すべき安全装置

- ・ 国土交通省公表の「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであること

※適合する装置については、子ども家庭庁HPにリストが公表されています

(子ども家庭庁HP：送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

4. 安全装置導入支援補助金①

【補助対象】

- ・ 国のガイドラインに適合する装置であること
- ・ 令和4年9月5日以降に導入していること

【補助単価】

- ・ 1台あたり **17.5万円**まで

※導入に係る経費が対象であり、代車費用や次年度以降のリース費用などは対象外となります。

4. 安全装置導入支援補助金②

【今後のスケジュール（予定）】

令和5年9月中旬 市から国へ交付申請

令和5年9月末以降 国から市へ交付決定

//

事業所からの申請受付開始

※支払時期については申請受付開始時にご案内いたします